

名古屋市見守り施策推進会議開催要綱



(趣 旨)

第1条 高齢者等の社会的な孤立を生まない地域づくりを目的として、見守り支援に関する地域福祉活動の実践者や関係機関等の意見を聴取し、本市の見守り支援に関する施策を推進するため、「名古屋市見守り施策推進会議」（以下「推進会議」という。）を開催する。

(構 成)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げるもののうちから健康福祉局長が指名するものにより構成する。

- (1) 地域福祉活動実践者
- (2) 相談支援機関等
- (3) 警察関係者
- (4) 消防関係者
- (5) 法律関係者
- (6) 行政関係者
- (7) その他健康福祉局長が必要と認める者

(会議の公開)

第3条 原則として公開する。ただし、健康福祉局長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(謝 金)

第4条 構成員の推進会議への出席に対する謝金の額は、1回11,600円とする。

(守秘義務)

第5条 構成員は、推進会議において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶 務)

第6条 推進会議の庶務は、健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課において処理する。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。